

百姓寄合断

校訂・解説 松本 寿三郎

本書は「井田衍義 八」に収録されている。この本には奥書に新野義潔蔵本・裏表紙に清泉堂蔵本の署名があり、清泉堂は下益城郡抵用手永早梅村庄屋であった新野氏の号である。同じ筆蹟による「井田衍義」四巻と五巻も私の手もとにある。

通常「井田衍義」とは中山昌礼篇三十五巻の郡村政治経済叢書を云うが、私の手もとにある「井田衍義」は一部に中山編の書目を含んでいるが編集が異なっており、とくに「百姓寄合断」が含まれる。巻八は、次の収録書目で明らかかなように、全く編集を異にしている。同名ながら別の叢書とせねばならない。

巻八収録書目

- 1、諸郡高 明和七年
- 2、城簡取之次第
- 3、公料圍義のうち
- 4、抵用手永村々之内地面引直方ニ付規畚 寛政十年四月
- 5、御免方御仕法之内今度被改候ヶ条左之通
- 6、諸御郡井種敷之覚 享保十七年五月
- 7、百姓寄合断
- 8、達(御年貢算用政方について) 寛政九年七月
- 9、申上覚(台庶栽培について) 寛政十一年十二月
- 10、御農訓

この巻八に収録されている文書は、布達・統計・建論・農書・農政論など種々雑多であるが、それぞれが農政関係文書であり、手会所におけるいわゆる御用留・触書控などの実務的書類ではない。この点からこの「井田衍義」も農政叢書の一種だと云える。

「百姓寄合断」は時の治政を批判しているためであろうか著者名も著作の時期も記してない。この種の著作について著者を推定することは極めて難かしいことであるが、一応の推論を試みるならば、(1)この「井田衍義」収録の文書には下益城郡のうち緑川筋に因わるものが多いこと、(2)「百姓寄合断」はまだ別の写本があるを聞かず、広く伝写された形跡がないこと、の二点をあげることができ。ここから下益城郡で書かれたものとしてよいのではあるまいか。

つぎに著作の時期については、収録文書がおおよそ享保―寛政期のものであるほか、文中の学校・御郡代様・御内檢様の職制からおおよその時期が推定されるし、さらに第七段の「近年の飢饉八五十年ふりそうな」とあるところは、全国的な天明の大飢饉をさしている。

と思われるから、天明年間を余り下らない時期としてよいように思われる。

もし、「百姓寄合断」を天明年間の著作であるとするとするならば、「仁助咄」の成立と同時期ということになる。相互の比較検討が必要になるであろう。

江戸中期以降の農村の疲弊ぶりは吉村文右衛門上巻をはじめ、惣庄屋・地方役人の記録により窺い知ることができているが、藩当局の農政はその因を農民の怠惰と地方役人の不正にありとし、村役人層の綱紀粛正と儉約・勸農強化を図っている。こうした意向をうけて、庄屋層の教訓書「庄屋覚悟」・「村々百姓共心得」や「勸農訓」は体制内改善によって農民生活の安定化、ひいては質租徴集の安定化を図ろうとするものであった。

こうした努力にも拘らず、貨幣経済の浸透と凶作飢饉の頻発により農村生活の破綻は著るしく、体制的改善ではどうにもならなくなると、「勸農富民録」のような農政書にも治政への批判がみられるようになる。

右のような村役人層の農政論の限界を破るものが農民の立場から治政のあり方を批判し、農民困窮の原因をえぐり出し、解決の方向を主張する「仁助咄」「百姓寄合断」の出現である。この両書の特色は、困窮を訴え歎願するというありふれた願書(それは多分に定形化している)方式ではなく、咄という文芸的ジャンルを採用し、対話の中で農民の意見を明確にし、治政を批判し、願書形式に比してはるかに説得力に富む方法をとっていることであろう。単に不条理を不条理として扱え、その解決を求めるだけでも当時としては可

成りな困難が伴ったであろうが、さらに「咄」形式の採用という発想の転換を伴っている点、高く評価せねばならない。こうした「咄」形式がどのような経過で採用されたか今後の問題とされよう。

勿論、形式の如何を問わず、時代的に克服できない問題もあるわけだ、農民の願望は充足されず、「仁助咄」では結果的には「今日に願」わざるを得なかったが、こうした精神は決して屈服して下うものではあるまい。恐らく筆者はその農政や宗教への理解からみて農民ではないと思われるが、農民の理解者であり真の農政確立を望んでいたに違いない。しかも農民生活は爆発寸前にあることを身をもって感得していたと思われる。従ってもはや部分的な体制内改善によって解決しえない現実を、「咄」形式を通して政権担当者に進言しようとしたものではあるまいか。とくに「仁助咄」の写本が藩内各地から発見されているということは、この物語が文章構成から見ても農村以外に住む読者層に農村行事を説明しようとしていることと合せて、そのような意図をもって書かれたことを示している。

「仁助咄」や「寄合百姓断」の著者は右のような条件に適合する人でなければならぬ。圭室諦成氏は「仁助咄」の著者を農村にいる知識人とし、宗教家か医者のうちとし、神主・僧侶・山伏は槍玉にあげられているところから医者に限定しておられるが、これら「咄」にみられる農政問題は決して宗教家や医者がよくする処ではあるまい。居村の知識人として、ほかに在宅知行取・在御家人・佃者・惣庄屋・庄屋などをあげることができるが、圭室氏がこうした

人々を除外しておられるのは、咄の内容が普通の知識では無理といふことであろうし、惣庄屋・庄屋クラスは攻撃の対象となつてゐるということであろう。ここで問題とすべきは惣庄屋・庄屋であつて、よく読んでみると、惣庄屋・庄屋はただ攻撃されるばかりでなく、その立場についての理解もみられるのであつて、彼らすべてを否定してゐるのではない。惣庄屋・庄屋クラスにはその著作からみて「仁助咄」の著者程度の知識を持つ人々を挙げるのに困難はないし、又このクラスの人々の中には決して不良役人ばかりではなく、農政に精通し農民生活の安定に心した人々も少くないのである(注5・6参照)。のち圭室氏は著者を農民そのものに比定されたが、前述の点からこれは納得し難いとする森田誠一氏の説が真実に近いと思ふ。

「仁助咄」と「百姓寄合噺」は、(1)数人の農民の話し言葉による対話の形をとる。(2)ともに七段の構成でそれぞれ主要テーマが設定されている。(3)底流として、農民撫育の充実が藩政の充実につながる考え方がある。(4)両者とも地方役人の立場を或程度肯定しながら批判をしている。などの点で全く無関係だといえないような類似性をあげることができよう。従つて両者には何らかの関係を考えることができる。前に述べた庄屋の教訓書があくまでも子弟あるいは同職への参考に資するという性格を出ないのに対し、これら「咄」は物語形式をとつた建論書であり、その間の思考には大きな隔りがあり、その類似性は偶然といえない。

もし両者に関連があるとすれば、その構成・内容的な深さからみて、「百姓寄合噺」が「仁助咄」の影響を受けた可能性は全くない

といえる。「仁助咄」の著者が何かの機会に「百姓寄合噺」に接し、その刺激をうけて自己の農政論を展開したものと考へる。

「咄」形式のもう一つの作品として「天保七丙申十月猿渡山の内猿の城と申す所え数万の猿集り咄合ひの事」がある。農民がかし、の奥拾いに山に入り込んでくるため猿の食料が不足すると集り合ひ、治政を論ずるといふ面白い諷刺の作品である。このほか現在是在不明ながら明治初年の「仁一断」というのが上益城郡矢部町猿渡にあるという。こうして挙げてみると、「咄」形式の物語は矢部町方面に濃厚な分布がみられる。この地方には「咄」形式を育てる風土が存在したのかも知れない。「寄合百姓断」写本が、矢部町に隣接する下益城郡砥用地方の庄屋のもとにあつたことを考えると、この山間部に著作地を求めることも考えられよう。

注

(1) 上妻博之氏「肥後文献解題」一〇九頁、細川藩政史研究会編「細川家旧記・古文書分類目録正篇」一二九頁

(2) 学校は宝暦五年開講、御郡代様の呼称は宝暦七年御奉行の改称により、上限は宝暦七年に求められ、下限は御内検校が文化三年廃止されているからここに求められる。

(3) 熊本女子大郷土文化研究所編「肥後藩の政治」には天明四年の粟三十五石をあげる(一五〇頁)。「馬場十助、辞世覚書」にも天明期の穀物高値を特記するほか、当時の農民の年代観として「一、十三年ふりには難儀と申はとの作並あり、一、二十四五年ふりには難儀なる作並あり、一、五十年程ふりには大難儀の作並あり」とし、と

くに天明二年の飢饉について「享保十七壬子年大虫腐々
天明二壬寅年の秋損毛迄五十一年めなり」と五十年より
の飢饉であることを強調している。当時の農民に宿命論
的な考え方があることを示している（玉名高校考古学部
報4号）。

(4) 前掲「肥後藩の政治」一六一頁

(5) 同書一〇〇―一七頁、一四九―一五三頁、同所編「肥
後藩の農民生活」

(6) 小野武夫氏編「日本農民史料聚粹」二巻・四巻所収

(7) 文化九年 鹿子木幸平著、「肥後文獻解題」一一三頁、
田一町作り子一人の耕作において差引四石余の不足を生
ずる結果となったことについて「麦作を以糧物に見込と
いへども、本作の作徳について重もに暮し方の本を立、
麦作を加五衣食住に配する農産也、しかるに如此不足す
る御徳懸にてハ何を以農産を立つきや、此民の難を知ら
ざる人ハ不人情なり」ときびしく批判している。

(8) 「日本農民史料集成十」所収「仁助咄」一一三頁、「仁
助咄」については同書解説参照

(9) 熊本女子大郷土文化研究所編「仁助咄」解説、三頁

(10) 前掲「肥後藩の政治」一六一頁

(11) 前掲「仁助咄」(曾難農話) 解題八一頁

(12) 前掲「肥後藩の政治」二七二―二七四頁

(熊本大学法文学部)

百姓寄合噺

一、田之損引いたさぬ百姓に褒美の米拝領之咄合之事

一、五人組ハ本とつくり大切といふ咄合之事

一、夏中田方世話やきがあつたらよかりそふな物といふはなし合之事

事

一、御惣庄屋もまはり世話かよかるふといふ咄合之事

一、御郡代様も其郡中に御在宅ならさぞよかるふと言咄合之事

一、庄屋本御年貢之庭帳算用番付之写乞ひたいといふ咄合之事

一、飢饉年にやすみ米穀を買ふて喰ふ様ニある咄合之事

田方損引いたさぬ百姓に褒美の米拝領之咄合之事

或る村に百姓寄合て咄しけるハ、

一人いふ様、「先世の中の事を考見るに、仕立百姓逆大分之銭を

お出しなされ拝領あるか、二三年はとやかくくらしけるか、後ハ

又々あしくなり、年々損引田を作り出し、御上ニ御難題になるハ

とふした事か。」

一人か曰、「是ハ其咄しや、一銭もたくわへなきものか、銭を見る

と先ころ太くなり、とみこふの大乙に当りたる心地として一兩

年も暮すと見へた、夫込執る所あるものなれハ左様にもなけれと

も、なにか一文不通之我々なればとふしてつつかぬハ尤之事し

や、然れハ御上の出方之御銀も一旦荒田の主しつきになるよふ

に見ゆれども、年々不作して色々姦智を運し御なんたいに成り、借又後ハ出奔も致すやうになるハ御銀の徳か見へて見へぬものしや。」

一人か曰 「成ほとくそふした事で御上之御心と下の心と相違するか気の毒なものしや、一統に田方之損引も上作・下作とても一名にてこねませそん引ニ出ヌか御法律なれと、只今之御仕法てハとふもたへかぬる事が有ゆへ、御法度之事ながら、譬ハ我々田彦町つくる心にてても、村のかふたわれの百姓の名を三反も出し、町方或ハ他村の出作人之名を拵へ三反も出し、早田処ハ其所くを組合せ置、藪陰或ハやわら地杯の虫の多く出来る所は其処くを組合せ置、上作に大概出来る所は其所くを組合せ置、最早六月大かい毛上を見て此名前追々損引せねは叶はぬ所と見れハしかく田の草もとらず、こやし本よりいれず、小頭・庄屋などか見付て叱れハふしやうくにあせまはり見分之館様に大草をかかり置、損引に程よくなる様に拵へ置、秋に至て損引下夕見の時もやすたんになる様に工面を運しをくか、御密庄屋・手代杯内ためしの時彦斗も式斗もあぐるとなしくあけ置なり。」

又一人か曰 「名前も御内検査免之時名寄く御判形あれハそれもなるまい。」

一人曰 「随分なる事しや、村々のたわれ百姓の名なれハ御内検査其名の百姓有るとおもい、他村町方々の出作ハ何処にもある事なれハ、出作といへハとうて御内検査御しりなさる事てなひ。」

一人か曰 「成ほとくわしか村にはそんな事もすくなくれと、他村はそふした事のみ多き様にききました。」

又一人か曰 「御内検査御とくかけの時、その田ここの田の歩た

めしの時一歩の糶をこし落し少々は袖にも入るる事も止む事を得ざる事なり。」

一人か曰 「いやくそれもならぬ、今は御内検査のいひつけにこしはたをぬき糶をあやすとの事故、そこで口にもくはへ、またくらにも少々ハはさみ、とやかくまきらかし下夕見の通りの糶高の合勺に合ふやうにかなくりをする所もあるそふな、これは御上をかすめ率りはちのふりし事ながら、ありてひはかりにてハとうもたまらぬ事があるゆへなり。」

又一人か曰 「ケ様に御上よりハ正直に致せ、左様なれハ損引もわりもほと宜敷直道に仰付らるとの事に、左様に姦計をなすハあしき事なれと、そふした事もいたさねハならぬ事はあまれ近年御内検査諸役人衆の御仕法只くかくとりあげ、少々にても御上の御ため御利ニなるやうに工面をいたし、我身の立身建立になさるる事故なくしのかれる事有なり、百姓の次第によハれハつもり御上の御損になる事ハしらすにめつたに御せせりハ大吏の御心ハ少く、只く小吏の御心ゆへ手前よりも其附のかなへり、姦計をなさぬハ一年もたたぬ事なり。」

一人か曰 「そういたさすに御上も宜敷下方もよろしき事ハあるまいか。」

一人の曰 「それはありそふなものよ、わしらか曰ふハ只今の様に損引を重んずる様にあつてはとうて姦計は止めと見へた、先年そん引田の下り米式石に米式斗五升の御了簡下けを被下候時ハ猶以そん引を好むと見へた、是ハ御上よりハ御仁心とも見へたけれどそれは聖治の昔の事ニ面候、今の世の中ハ左様ニも参らず、はや

利欲に走りあしかつたそふな、それ故御止めと見へた。」

一人か曰 「上作致せは相応ニハ作徳ハあるけれど、近年百姓の力ハぬけ手かときかぬるゆへなり。」

一人か曰 「なるほとそふしや、それでわしかおもふやうハそん引いたさぬものにハ害反に害斗か武斗か褒美の拝領があつたら諸人の心得如何あろう。」

一人か曰 「それハ難有き身にしみて左様の御仕法でもあるなれハ、田植の時より心得か違ひ、こやしにてもそこからかりこかりかりして田に入れ、昼夜出精して何とそん引にならぬ様に出精いたし、一名を分けぢらし候事も止ふて」

一人の曰 「これは面白ひ了簡、そふなつたら第一ハまツ空に餘計之米か出来益して一國に米り多にならふ。」

一人か曰 「それはとうして空に米か餘計に出来るか。」

一人か曰 「それハ先ツ一町作りの百姓如何様に昼夜出精いたしてもとうも人力の及ひかねたる田か三反もあるとかても、そん引には出さず受面致して拝領米を乞ひたる事ハ其所の面目にもなり、それを好むハ人情なり、此故に始よりそん引田の極メた田ハ、譬へハ害反に五斗反につれ候ともそん引田にならぬ様に人力つくして損引に致すハ、五斗反ハ害石五斗反にも出し候毛上にもなり行ハありまへの事じゃ、始より心を用ひさる田となるだけ出精して心を用る田ハ大きな違ひになる事じゃ、左様なれハ御上も御年貢餘計に納り、下たにも相応に餘米もあつてとうて出精たけ空に米か出来る道理と見えた。」

一人か曰 「そうなれハわしともハ一名にて田を作り水のかからぬ

田ハ工面にて夜も寝ずに世話いたし、田の草も五へん七へんも取りて虫の時^度御渡し油^々外に教へんもさす様にして何とそ受面いたし御褒美に預り、村所にも面目を誇りたいと一心におもふハ誰れ人の情じゃ。」

一人か曰 「いや〜それでハ御上に莫太の米御出しかたに成てとうもなるまひ。」

又一人か曰 「いや〜御上^方莫太の御褒美米の御出方の様に見ゆれとも、譬へハ害万石の米御出方になるとても、右之通り一心に出精いたす気分になれハ真に御上^五米の納方只今^も一^千石も自然と益すへし、左様なれハ三千石之御費之様に見ゆれとも、それたけハ御仁^沢かあつたら百姓も次第〜につよまり、一統大概の年ハ受免になる様にもなつたなら、後ハ御費の米ハなきよふに自然と成へし。」

一人の曰 「なるほと〜百姓の力かつけハ、田畑の毛上出来方ハいや共に上作になるへし、左様なれハ御上も下も次第〜によかりそふのもの。」

又一人の曰 「其方ハ左様ニも有りけり、又人によりここハ悪田或ハ早田とて別なに只今之通拵へもし損引になるなれハそれ計を損引ニ出し、我名前^ニ而^はう美を乞ひたいと巧むものもあろう。」

一人か曰 「成程尤しやそれハ人心面如なれハしれぬものしや、それてこれハ村々の百姓の遠何十軒と年々其家数と人数改めにて、其家ハ何人の数ニて何ほどの田畑を改、人数相応なれハ其分^ニ而^は人数より田畑畝数少なき時は是ハ疑わしき事とて御吟味かあつたら別名の有無しれるてあろふ、只今の百姓の情は成たけ田畑餘

計に作るハ人情にてあれハ、人数にはつれ少キハ何れ別名カ有之
としれそふなものや。」

一人か曰 「左様くわしき御吟味なれハ大抵の者ハ別名ハ致すま
ひ、始め殿の御触にて若森計致し御吟味にてしたるものハきひし
き御刑法かあつたら、各々恐れて致すものハ以後一一名もこ
さるまい、右之通なれハいやとも一一名にて何町ニ置ま作るなれ
ハなるたけ出精いたし損引せぬ様になるハ必定と見へた。」

又一人か曰 「わし杯ハ一名にて作かまして一町之田か五反不毛上
に有るなれハそん引に出しても米貳石五斗のきれさきかあつて
も、残り五反ニ而五斗もあかり申候得ハ、貳石のきれなれハ、受
免にてハ宅町にてハたとへハ石五斗の御ほふび乞ひ申候得ハ五
斗の損にてありけれど、跡植も早々しつけ申候得ハ、本年の麦種
子もよろしく、そん引入目もなく、下夕見之暇替もなく五斗・六
斗之米か違ひのそんにてハ爾免に出候方必定と見へた。」

又一人か曰 「左様ならさそよかろふ、誰人一人も精出さぬものハ
有まい。」

一人か曰 「成程くこやし万端手入もよけれハ大風之時も吹時に
てたおれ候へハ夷にあたりさハわりもゆかず、又ハ大ていの風な
れハせきあいて倒もせず、右に御上の御為我々かため是も第一米
か餘計に出来益す事と見へた、是そ富國事ニ而も有らん、当時の
御仕法ニ而ハ御ほふび御府庫御満ての事の様に、富國の事ハと
うやらすくなき様におもふに、何とそ富國にも有御座かし。」
とて各々別けり。

五人組か本とつくり大切といふ事咄合之事

或る時又々寄合咄けるか、

一人云よふ 「当時五人組カ有るけれど、喧嘩事カ訴訟事カの時
かり五人組寄合不事迄にて、平生之時疎意なもの。」

一人か曰 「成ほどそふした事て、是は平生扶助こそ有たきもの
に。」

一人か曰 「成程く左様の御触もあるけれど、御教諭の承にて不
熟知にあるととも四割もなきゆへ御触を聞たましてしや。」

又一人か曰 「成程そうした事て、それは當時にて五人組の事ハ、
田植或ハ田の草の時、五人組之内病人あつて手入ぬける時ハ五人
組寄合、脇方カ餓ニ而もかり候て日雇を入れ、手ぬけせぬ様に互
に世話をいたし、或ハ吉凶の事にてても五人組催合て熟和にせわ
し、五人組之内にあしき者あれハ、たんく異見いたし、それで
もいかぬものハ五人組をはなし、御上に訴人、そこで御上カもい
けんもせず、あしきものカ有なれば五人組中柄か当ると皆々恐れ
慎むへし。」

又一人か曰 「成ほど左様に御上カも五人組中柄の当る事カ明白に
あつて、一村に一人も二人も、一手永五人も七人もあるならハ、
わしともハ殊の外恐れまして田植・田の草の時も心をつけ世話を
いたしましやう。」

一人か曰 「御惣庄屋衆・庄屋杯とても公事・訴訟の取次文ハ取計
ひ、秋の御年貢取立上にて、平生百姓よろしき様に少々ハ世話も
見ゆれとも、先おる世話と見へた、それで五人組何事も親睦にあ

るやうにきひしき御仕法もあつたら誰人よかりそふなもの。」
とてはかれにけり。

夏中田方世話やきかあつたらよかりそふなもの といふはなし合之事

或る日又寄合て咄けるか、

「夏中田方之世話人に村々の相符か又頭百姓の人物よろしきものを撰ひ、田植より田の草・水引万端の世話人か一村に兩人程あつて、其者に役高の式拾石もくれ候て田方之世話人と御定あたら、昼夜とも其ものとも世話いたし常々田をうちまわり見へて、長病人あつて田方不手入の者もあるならハ、五人組に申付、日雇餞のないなら脇方に借るか御会所に臥せかり出して世話いたしたら、百姓之心得も猶よろしく相成、受免の田の多く成行そふなものしゃ。」

一人か曰「それハ猶よよかるふ、中華の昔に田の咬とて勸農の言があつたそふな、詩教とやらに農家の事に田の咬経喜とやら云ふ事があるそふな、当町も御惣庄屋衆夏比田の草吟味も有けれど、専職ニ而なきゆへかとうて役かかりの世話と見へて届かねると見へた、右田方世話人かあつて、其上にて御惣庄屋衆一月に三度も上御見分にあつたら世話人も宜敷者は御ほふ美も乞ひ、不世話にてハ間も当ふとおもふて地頭もあるまし、是は村々払頭・相符の兼帯に而もよかるふ、相符も村により十五石も廿石も引高を取勤居候へハ、それに又廿石もまし遣候へハ幾六七十日の間の事故出精世話もいたすへし。」

又一人か曰「惣躰御惣庄屋衆も軽き段敷そふな、併内方のくらしハ五百石取・七百石取之御侍の様にあつて、女も上へ女・下女なととて大名くらしと見へた、春になればハ三味せん・搦弓の慰みにて大かいの御侍のくらしハ及ぬ事しゃ。」

又一人か曰「成程そふした事で、近年ハ御惣庄屋衆も勝手よろしく、手永に金所餞とてかしちらし、きひしき取立上る事故勝手向次第く宜敷はつしや。」

一人か曰「成ほどく御惣庄屋衆の繁華人、とうて小百姓・貧人の油と見へた。」

一人か曰「御惣庄屋衆とても百姓之本つくりのよくなる世話ハ少々訴訟の取計ひと御年貢取立の世話か重もにして、其上にて御年貢取立きひしけれハよけれど、とうて末にのみかかる人多しと見えた。」

又遇ひまして咄しましうとて別にけり。

御惣庄屋もまわり世話かよかるふと云咄合之事

或る日、又寄合て咄しけるハ、

「御惣庄屋も只今にてハ芋の事績にて人物善悪もあると見へた。それゆへよき人物ハ少くあしき人物は多きと見へた。手永に於て臨々の借餞ハ払わぬ様にもいわしやる故、脇方の人も餞をかきぬ様に成行大きな迷惑になる事しゃ、貸借の道か塞りてハ百姓ハ一寸も立たぬになり、夫より脇方の借餞事ニハかともいなく随分借出候様ニあれハ、町家の富饒の者の餞も出浮て世間通用にもなり、我くためになる事なり、是第一の悪しき事と見えた。」

一人か曰 「成程そふしや是も脇くくの借銭ハふせさせて会所銭を取立るによき様の事でもあらう。」

又一人か曰 「なにかさておき、御内檢衆・御郡中横目様の在中之儀よく吞込た御人の宜敷人物、又ハ御惣庄屋衆の善人御会所ハ御詰被成、御郡代様のかはりの様に其手永くくと吏代治めかあったらよかりそふなものしや、治め方よろしく人は御立身もなされ、悪しき人ハ罰もあらふ」

一人か曰 「左様なら御世晤もしみくとあるふけれど、手永くになし見るなくハ百姓のためにもなるまいの。」

一人か曰 「そふしたものでない、御上ハ百姓を大切に撫付いたせと被仰付候ハ、只今よりハよかりそふなもの。」

又一人か曰 「今の御惣庄屋ハ昔の郷侍のかたてであらう。」

一人か曰 「成程そふであるふ、併郷侍ハ昔之郡県の時多ひ事そふな、今ハ一統封県になつたなれハ、其下の在役人ハ跡県のやうにかはなく治めかあつたら、時相應によかりそふものしや、昔も禄を世くする事ハ有けれど、官符を世くする事ハないそふな、然るに今の御惣庄屋ハ辛の子統にて、兄弟三人もあれハ人物のよしあしハ撰す、三手水ニも分てしすへ杯ある故、とうて人物ハ不同あると見えた。とかくむかし官ハ人物の宜敷者斗撰ひ挙ねハ世も治らず御上の御ためにもならぬと見へた。」

一人か曰 「人物撰ひハ尤の事ながら、御上の御撰挙の御人の御氣に入る人かとうて御挙と見へた。」

一人か曰 「いやくそれハ当時宜敷御時節にそふハ有まい、御自分の御氣に入るハ私心の事なり、衆人か善人といへハ其人ハ御上

の御氣に入らずとも御挙けなさるであらう、とかく昔も我私心の氣に入るものハあしく善道に叶ふた人でなければハ大切のこともや。」

一人か曰 「成程く御役人中に善人の足すハ庄屋又ハ百姓之内ニても自然と善道に叶ひ候ものもあるならハ、それを御撰挙があるならい随分ともありそふなもの、只今ハ学校もある世の中なれハ面洩金荘して御上の人に御氣に入る人物ハよもや御挙はなされまい。」

又一人か曰 「いやくそうない、御役人の内にも御役付なされハ是ハとこの手筋の御撰挙それハとこの手筋と申咄を聞たい。」

又一人か曰 「それハ前の事でもあらう、今ハそふした開晴の事はあるまい、文明と申世の中なれハ御惣庄屋の交代勤めになつてもよろしき人か御出あらう。」

一人か曰 「そんならさそ何事もよかろふ。」
とて、又もあいましよ別にけり。

御郡代様方其郡中に御在宅ならさそよかろふと云

咄合之事

或る日又寄合て咄しけるハ、

「御郡代様其節く御在宅なされたら、百姓の辛苦万端又姦計をなす家も能く御存知なされてよさそふものしや、只今之様に聞くと御廻在被成たとて百姓の意味合とうて御しり被成まひ、只今ハ御城下に御集り被成候向、日々御会合被成御届にハそ

こゝ御同役五御寄被成、又八間もなく御寄合にて酒宴杯なされ
てハとよて御郡治りの御工夫ハ薄にそふなものしや。」

一人か曰「いやゝそふハあるまひ、御郡代様ハ郡中の守様なれ
ば日夜郡中の事ハ御案しなされて酒食も咽に入らぬ様におほしめ
しそふなものしや、御郡様に御成り被成候御人物か酒宴杯に御こ
ころを御とめハ被成まひ、左様にともあつてハきのとく千万なも
のしや。」

又一人か曰「其方ハ御郡様ハ御大役ゆへ御一心に御預りの郡中を
能く治めたいと日夜思し召そふなものといふ心であろふけれど、
此方か此間聞た事はそうでもないそふな、先ハ世間の噂咄しなれ
ハとふか実か否ハしらぬ事しや、なにふん町ゝに御町奉行の其
処ゝ御出被成て御治めなさるよふに、御郡代様も其郡中に御在
宅下されたらさそよろしかろふ。」

庄屋本御年貢の庭帳さん用番付の写乞ひたいと云 はなし合之事

或日又寄合て咄しけるか、

「只今之庄屋帳番杯御年貢のさん用、我々ハ一文不通なれハと
うもわからず、とふか去年より違ふたよふにむなさん用思ふて庄
屋本へ参り聞いた成れハ、勢ひつよき庄やハ御年貢に違ひか有も
のかとて、しかりののしり帳面を投出し見すれとも、一文不通の
不算用の我ゝなれハ見た進もわからず、すこゝ廻る事多き事
なり、帳番も其通り二面、めつたに腹立る後ハ庄屋本へ行事もな

らず、違ふて多き様におもふなりに払来るなり、是ハ扱ゝけ
かわしき事也、庄屋本五百年貢又ハこやし代杯かり居候ものハ猶
以の事にて何程払へといひつけ次第なり。」

又一人か曰「成ほどゝ皆ゝそふした事しや、毎歲同じ田畑を
作れハ大かいか心覚へもあるけれど、年々上る米地も益し、又ハ売
払にてへらし候田もあるなれハ、年々米高の増減もある事なり、
それゆへはつとして心おほへまなし、それとてよてさん用のきり
かけ私欲かあろふ。」

又一人か曰「成ほどそふしや、とふか私欲かありそふに見ゆる、
御内検衆の秋免に手札か渡れハそれで御上よりの御受取さん用ハ
相濟御心てもあろふけれど、其御手札の米高の外に、手永出米何
角と其上に加れハ、御手札計にてハしれぬ事しや、年々御手札ハ
被下候へとも、なにせ我ゝためになる事は少もなひ、それで御
年貢皆済の後に一人別の御年貢さん用番付を其年中に村百姓・出
作とても面々に番付仕出シ、庄屋渡され候ハ、一文不通の我々な
れと目明しさん用者に見てもらひ、算用もとくと承りたら案心し
てよかろふ。」

一人か曰「なるほどゝ左様の御沙汰もあつたら、只今まで森曲
利欲いたし来りたる庄屋・帳番とてもとよて利欲ハなるまい、其
わけは番付を面々に渡すなれハ、とこに見せてとこから悪事かし
ゆうともしれぬと、あしき事ハとんとやミ明白になりそふなもの
しや。」

又一人か曰「百姓の御年貢さん用にハ上り米を加り、かり銭も加
りであるなれハ、そのよふなさん用写ハ違すな、御年貢出米計れ

仕出せ杯と御触かあつてハ面白、其通て内籠のさん用ハ又別に
なつて我ハとうてはからぬゆへ、なにてもかても取立の品々
一切さん用に仕出し、矢張只今之通庭帳さん用の扣之通番出し、
出米ハ高巻石に何ほとわり兼を致し、百姓中に写しを相渡候様に
御沙汰被下たら、年々案心してさそよかるふ、夫々外之品ハさん
用には番出すな、御年貢と上ハ米且出米までさん用番出し候ニ若
御沙汰あれハそれハ同じ事しや、その内籠の事も払わて叶わぬ事
故、又内わのさん用かあれハ只今にかわらす同じ事になるそ、只
今庭帳之通さん用番付、かりすへなにはと、小麦かりなにはとと
庭帳のまま写し番出候様、御慈悲にて御触もあつて、夫を年々も
ろうたら、若不審の儀もある時ハさん用者に見てもろうさそよか
ろう。」

又一人か曰 「帳番もそれでは手入りの多くなつていたすまひ。」

又一人か曰 「それハとふしてならう、帳番も村々により米三拾俵
も給米遣すなれハ、それだけ写し候儀ハ二日・三日もかかれハ出
来る事なれハ帳番も致す善しや。」

一人か曰 「夫ハ帳番も其年十二月中旬か明ヶ正月中に写し番付渡
すもやすし事しや、百人の百姓・出作人なれハ百枚之事にて、鼠
巻紙のニツ三ツもあれハ済む事しや。」

又一人か曰 「成程ハ帳番も年貢仕舞ハハ昼夜雁鳥のひかり杯し
て、飲んで遊樂する暇があるなれハ、それだけハやすし事しや。」
とて夜も雞鳴に成けれハ別にけり。

飢饉年にやすひ米穀を買ふて食ふ様にある
はなし合之事

一日雨降りける日 又々寄合て咄しけるハ、

「近年の飢饉ハ五十年よりそふな、おもへハハハハよふも暮した
事しや、粗藏の粗拝借があつたけれど、なかハ雑炊かいいも足
らす、四拾五匁の粟を買ふて喰ふたか、よふも暮した事しや。」
一人か曰 「されハ加様珍歌飢饉年ハ粗くららの粗ハ面ハより年々
高懸りにて出し置たる物なれハ皆ハ拝領てもよかりそふなもの
に、又々御取立なされ蔵に納になる、是ハいか様又の飢饉の用意
になる事てもあろう。」

一人か曰 「あの粗も百姓よりも毎年出すか、御上よりも出るそう
な。」

一人か曰 「そうあつても跡度飢饉年ハ皆ハに拝領もよかりそふ
なものしや。」

又一人か曰 「三年五年にはとうて少々の飢饉もあるものなれハ、
ここによひ工面かある。」

一人か曰 「とうした事か。」

一人か曰 「粗藏の粗拝借してもぞふすいかいにもたらねは春の餅
仕事もならず、それで只今ハ在中ハ大金杯があるなれハ、其金持
に豊饒に出来た年々、毎歳身上相應に粟をかわせ、それを官物に
なしおき、御郡代様・御町奉行様より御手つから蔵の封印をなさ
れ置、天災の年に其買ひ時の直段に一ケ年に五六米の利倍を加へ
売払ふ様にあつたら、下直物を皆ハ買ひ求め、飢饉も安気てく

らしそふなものしゃ。」

一人か曰 「是ハ至極よかるふ、左様なれハ豊饒に出来た年も買ひ人かあれハ餘れ下直ニも有まし、豊饒の年下直てかい人なきも至て迷惑なものしゃ、唯く下直物を好むハ町の塩うりと在中の道落百姓と無高者計、それハ、賊に織の事、凶年には下直物をかいて安穩てくらすてあるふ、中華にも平準の法とてあつたけな。」

又一人か曰 「成ほどそふしゃ、譬ハ十五匁の粟なれハ三年ニハ二割ほどにて十八匁位の粟直段になれハ下直なものしゃ、とうて一作あしくと町人金持か凶年を見込て買込故必多物あかり、其翌春ハ莫太之高直段になりなくく買ふて喰ふ事しゃ。」

又一人か曰 「そふあつたら町人又は在中の金持も御國中に沢山の粟もかこひあると見るなれハ、さして餘計に上り直段ハあるまいとさして買込もいたすまい。」

一人か曰 「それく二年も三年も大概出来た計、毎歲御上を仰つてに金持か買こむなら餘ほど倭高もありそふなものしゃ。」

一人か曰 「粟斗れハそふハつくまい、大麥もよかるふ。」

一人か曰 「大麥はほしあしけれハ虫の喰ふ。」

又一人か曰 「成ほど大麥は随分よかるう、よくほし一俵に灰を五升完も入置けれハ、何年も虫ハ出来ぬものと聞た。」

一人か曰 「そんならハ大麥とあわとませくかよかるう。」

又一人か曰 「町在の富饒の者も二年も三年も少しやす歩の歩賃物を取った思へハ、其者もよろしく貧人の町在の者のために大ニなる事しゃ。」

一人か曰 「百貫目持か十貫目の銭三年其通りてもつまり歩錢を通

りて其ものも苦にもならず。」

一人か曰 「是ハよろしかろふ、併金持ハとうて利を重んずるものなれハ、粟麦のあしきものを買入、先それで利を取ろう。」

一人か曰 「それハならぬ、御役人立会御藏納の米の様に受取方あれはそれならぬ事しゃ。」

又一人ノ曰 「銀持ハ町方にとうて多くして在中にハ少ひ、在中に手永くにより多少ある事なり、夫故町は町計、手永限りてハ不同のあろう。」

一人か曰 「そうした事てハならぬ、町も在中も倭高一國中にならし平等になかれハならぬ事なり。」

又一人か曰 「凶年売方の時其完直段ハ買直段に歩をかけ完候様に仰付もあろうか、それを利欲の町人買ひ候て又利倍を取よふニハあるまいか。」

一人か曰 「それハならぬ事、人別に何ほどの粟と御國中にわりかけて御払ひなれはなかくなるものでない。」

又一人か曰 「それでハ御上の御出方なしに一國中の人数に御割付ならば我々欲て出しましよふ、少々ハ御出方もあるふよ、今年は餘日もなけれハ明春はなしましやう。」
とて各く家に帰りにけり。